



今回は、ニュースにもなりました「ストックオプション制度」について国税庁が発表しましたQ&Aについて、その一部を御紹介します。詳細については、国税庁HPでご確認ください。

「ストックオプションに対する課税（Q&A）」 令和5年度の税制改正の内容も盛り込んで公表（国税庁）

社労士法人ミナジン

税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型）の課税関係

Q 私は、勤務先から譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）を無償で取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

- ・ストックオプションの付与时：200
- ・ストックオプションの行使時：800（権利行使価額 200）
- ・権利行使により取得した株式の譲渡時：1,000

ご質問のストックオプション（税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型））の課税関係は、次のとおりとなります。

- ① 税制非適格ストックオプションの付与时の経済的利益は、当該ストックオプションには譲渡制限が付されており、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、課税関係は生じません。
- ② 当該ストックオプションの行使時（株式の取得時）の経済的利益は、給与所得となります。経済的利益の額は、行使時の株価（800）から権利行使価額（200）を差し引いた600となります。発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して納付する必要があります。
- ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、行使時の株価（800）を差し引いた 200 となります。

税制非適格ストックオプション（有償型）の課税関係

Q 私は、勤務先からストックオプションを適正な時価（50）で有償取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

- ・ストックオプションの購入時：200
- ・ストックオプションの行使時：800（権利行使価額 200）
- ・権利行使により取得した株式の譲渡時：1,000

解答は裏面へ

ご質問のような勤務先から適正な時価で有償取得したストックオプション（税制非適格ストックオプション（有償型））の課税関係は、次のとおりとなります。

- ① 税制非適格ストックオプション（有償型）は、当該ストックオプションを適正な時価で購入していることから、経済的利益は発生せず、課税関係は生じません。
- ② 当該ストックオプションの行使時の経済的利益（ストックオプションの値上がり益）については、所得税法上、認識しないこととされています（所法 36②、所令 109①一）。
- ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、当該ストックオプションの購入価額（50）と権利行使価額（200）の合計額（250）を差し引いた 750 となります。

税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係

Q

私は、下記のとおり、勤務先から信託会社を通じてストックオプションを取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却しました。この場合の課税関係について教えてください。

- ① 発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託（法人課税信託）を組成する（信託の組成時に、受益者及びみなし受益者は存在しない。）。
 - ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きストックオプションを適正な時価（50）で購入する。
 - ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。
 - ④ 役職員は、ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。
 - ⑤ 役職員は、ストックオプションを行使して取得した株式を売却する。
- 【発行会社の株価等】
- ・ ストックオプションの購入時：200
 - ・ ストックオプションの付与時：600
 - ・ ストックオプションの行使時：800（権利行使価額 200）
 - ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時：1,000

ご質問のストックオプション（税制非適格ストックオプション（信託型））の課税関係は、次のとおりとなります。

- ① 当該信託（法人課税信託）には、組成時に受益者が存在しないことから、発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に信託した金銭に対して、法人課税が行われることとなります。
- ② 信託会社が税制非適格ストックオプション（信託型）を適正な時価（50）で購入した場合、経済的利益が発生しないことから、課税関係は生じません。
- ③ 発行会社が役職員を受益者に指定して、役職員に当該ストックオプションを付与した場合の経済的利益については、課税関係は生じません（所法 67 の 3②）。役職員は、信託が購入の際に負担した 50 を取得価額として引き継ぐこととなります（所法 67 の 3①）。
- ④ 役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となります（所法 28、36②、所令 84③）。経済的利益の額は、行使時の株価（800）から取得価額として引き継いだ（50）と権利行使価額（200）の合計額（250）を差し引いた 550 となります。発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して、納付する必要があります。
- ⑤ 役職員が当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、行使時の株価（800）を差し引いた 200 となります。

引用：[ストックオプションに対する課税（Q&A）（情報）](#) [国税庁]

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>